

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月2日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上富久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第5号

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則（平成21年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（事業の実施）

第4条 広域連合は、社団法人長崎県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）、県歯科医師会の会員である医療機関（以下「医療機関」という。）及び広域連合長が認める歯科医療機関（以下「指定医療機関」という。）と協力連携して事業を実施する。

（実施医療機関）

第5条 実施医療機関は、医療機関及び指定医療機関とする。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条第1項中「事業は、実施医療機関において」を「実施医療機関は」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第11条 広域連合長は、県歯科医師会又は指定医療機関とそれぞれ協議のうえ、受診に係る手数料を定めるものとする。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。